

令和 3 年 第 3 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 日 時	令和 3 年 3 月 1 0 日（水）午前 9 時 3 0 分～
2. 場 所	金浦保健センター 健康指導室
3. 委員総数	1 2 名
4. 出席した委員（1 0 名）	1 番 須田 貴志 2 番 佐藤 直 3 番 須藤孝子 4 番 巴 朋之 5 番 齋藤勝義 6 番 齋藤文男 7 番 佐藤久美子 8 番 齋藤久江 9 番 森 榮一 10番 加藤朋光 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊
5. 欠席した委員（0 名）	
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 会議録署名委員	4 番 巴 朋之 5 番 齋藤勝義
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則 副主幹班長 小森俊英 副主幹 三浦利枝
9. 議事日程	第 1 会議録署名委員の指名 第 2 会議書記の指名 第 3 会期の決定 第 4 諸般の報告 第 5 議案審議
報告第 6 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について ・・・【 1 4 件】
議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による賃借権設定の件について ・・・【 4 件】
議案第 1 0 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について ・・・【 1 件】

議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について . . . 【 1 件】

議案第 1 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について . . . 【 7 9 件】

◆事務局長 ただ今より、令和 3 年第 3 回農業委員会総会を開催します。
(開会 午前 9 時 3 0 分)

【 会長挨拶 】

◆事務局長 にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、会長が議長となり議事を進行します。

◇議長 欠席者を報告します。本日は、欠席の届け出はありませんでした。よって本日の会議は成立しました。

◇議長 日程第 1 会議録署名委員の指名
4 番 巴朋之委員 5 番 齋藤勝義委員の両名にお願いいたします。

◇議長 日程第 2 会議書記の指名
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長 日程第 3 会期の決定
会期は本日 1 日限りいたします。

◇議長 日程第 4 諸般の報告
特にありません。

◇議長 日程第 5 議案審議
報告第 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知 (合意解約)について上程します。

◆事務局長 報告第 6 号－ 1 は、新たに農地中間管理事業を活用した利用権設定に変更するため合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第 1 2 号－ 7 8 に上程されています。
報告第 6 号－ 2 及び 3 は、新たな耕作者に貸付けするため合

意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第 12 号－70 に上程されています。

報告第 6 号－4 は、新たな耕作者に貸付けするため合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として議案第 12 号－69 に上程されています。

報告第 6 号－5 及び 6 は、新たな耕作者に貸付けするため合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定としてそれぞれ議案第 12 号－74 及び 71 に上程されています。

報告第 6 号－7 は、農機具等の老朽化のため解約する借受人の意向により、新たな耕作者に貸付けするため合意解約するものです。

報告第 6 号－8 は、水田の状態が悪く作付けに支障があるため合意解約するものです。

報告第 6 号－9 から 10 は、新たな耕作者に貸付けするため合意解約するものです。なお新たな賃借権の設定として、それぞれ議案第 12 号－39 及び 54 に上程されています。

報告第 6 号－11 から 14 は、借受人が同一であり、いずれも転作作物の作付面積を減らして水稻作付面積を増やすため合意解約するものです。

【 質問・意見なし 】

◇議長

報告第 6 号については異議なしと認め、同意することに決定します。

次に、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定の件について上程します。

◆事務局長

議案第 9 号－1 及び 2 は、譲渡人が同一であり、譲渡人の経営規模縮小と譲受人の経営規模拡大のため、新たに賃借権を設定するものです。

議案第 9 号－3 及び 4 は、譲渡人が同一であり、譲渡人の経営企保縮小と譲受人の経営規模拡大のため、9 号－3 は賃借権の新設、9 号－4 は賃借料を変更して再設定するものです。

議案第 9 号－1 から 4 について、それぞれ契約条件並びに譲受人の経営状況は農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第9号－1から4について、原案どおり許可することに決定します。

次に議案第10号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。

◆事務局長

議案第10号については、象潟・前川地区で計画されているほ場整備事業において、小作地を所有権移転するもので、譲受人が経営規模を拡大するために譲渡人から買い受けるものです。これは、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第10号について、原案どおり許可することに決定します。

次に、議案第11号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について上程します。

◆事務局長

議案第11号について、場所は象潟地域川袋集落の東端にある[]の北西側です。土地の表示は『象潟町川袋字滝ノ下[]』の地目が『田』で、面積は585㎡です。現況は、畑を一部耕作していますが、保全管理農地と判断しています。

譲受人の自宅からほど近い当該地に、農機具倉庫1棟を新築するための用地として買い受け、転用します。また、隣接地を所有する[]から、当該地を資材置き場兼駐車場用地として借用したい旨の申し出を受けたため、譲受人が譲渡人から買い受けしたのち、[]が当該地の一部を借り受け、資材置き場兼駐車場用地として転用します。

譲渡人の自宅近隣にほかの候補地はなく、[]の事業においても資材置き場及び駐車場用地は必要不可欠であるため、双方にとって立地がよく、利便性に長けていると判断しました。

土地の利用計画は、譲受人の農機具倉庫設置用地243.93㎡と[]への貸付地341.3㎡で、合わせて585.23㎡です。

当該地は農用地区域外農地であり、農地区分は第2種農地と判断しています。農業用施設への転用は第1種農地の不許可の例外に該当します。また、資材置き場兼駐車場用地への転用に

についても、集落に接続して設置される業務上必要な施設として、不許可の例外に該当するものと判断しました。なお、現地については由利地域振興局職員及び須田貴志委員に確認してもらっています。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第11号について、原案どおり許可することに決定します。

次に、議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。

◆事務局長

市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定計画が合わせて79件あり、うち賃借権の新規設定が35件、再設定が42件のほか、使用貸借権の再設定が2件で、総面積は466,961㎡です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

議案第12号-1及び2はどちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第12号-3は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第12号-4から6は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第12号-7から15はいずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第12号-1から15について、原案どおり承認することに決定します。

〈8番 齋藤久江委員退席〉

(午前9時53分)

◆事務局長

議案第12号-16及び17は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案

に記載のとおりです。

【 質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第１２号－１６及び１７について、原案どおり承認することに決定します。

〈８番 齋藤久江委員着席〉

(午前９時５５分)

◆事務局長

議案第１２号－１８は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１２号－１９から２３は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１２号－２４は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１２号－２５から２７はいずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１２号－２８は使用貸借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１２号－２９から３４は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１２号－３５は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１２号－３６は賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１２号－３７から３８は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１２号－３９は使用貸借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１２号－４０から４７は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１２号－４８及び４９は受人が同一であり、４８は賃借権の再設定で、４９は賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第１２号－５０及び５１はどちらも賃借権の新設です。

契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第12号-52から54は受人が同一であり、いずれも賃借権の新設です。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第12号-55から74は受人が同一であり、55から65は解除条件付き賃借権の再設定、66から74は解除条件付き賃借権の新設です。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第12号-75及び76はどちらも農地中間管理事業を利用するものであり、受人が同一の賃借権の新設です。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第12号-77から79はいずれも農地中間管理事業を利用するものであり、受人が同一の賃借権の新設です。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

◇議長

案件の内容を見ると、金浦元町地区では、耕作をやめた農地を近隣の若い人が借り受けるなど、全体的に新規で借り受ける人が多いです。また[REDACTED]の蕎麦栽培のための借受け農地も順調に伸びており、大変ありがたいと思います。

◇齋藤文男委員

私の周囲の農家でも、農地中間管理機構をとおした賃貸借が行われています。事務局では、農地中間管理機構の活用をどのように推進していますか。

◆事務局班長

事務局では、相談者が利用権を設定するにあたり、農地中間管理事業を活用するのか、それとも当事者間で契約するのか希望を聞き取りしています。農地中間管理事業を活用すると、税の軽減や国からの経営転換協力金の交付を受けられるというメリットを説明しながら、活用を勧めています。一方で、10年未満で解約すると、経営転換協力金を返還しなければならないこともあるため、10年間借り続けることが難しい場合は、直接貸し手の方と契約するように勧めています。

【 ほかに質問・意見なし 】

【 賛成の挙手全員 】

◇議長

議案第12号-18から79について、原案どおり承認することに決定します。

これをもって、総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午前 10 時 4 分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第 27 条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和 3 年 3 月 10 日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 4 番

委 員 5 番